

# 令和7年度短期大学認証評価結果報告書

令和8年3月23日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 目 次

はじめに .....	1
<b>令和7年度短期大学認証評価結果について</b>	
1. 令和7年度短期大学認証評価結果 .....	3
2. 令和7年度短期大学認証評価結果決定までの日程 .....	3
3. 令和7年度短期大学認証評価の経過 .....	4
4. 評価結果の構成 .....	5
資料1 一般財団法人大学・短期大学基準協会の概要 .....	6
資料2 短期大学評価基準 .....	10
資料3 評価組織	
理事会理事及び監事一覧 .....	21
短期大学認証評価委員会委員一覧 .....	21
認証評価審査委員会委員一覧 .....	22
資料4 評価員一覧 .....	23
<b>令和7年度短期大学認証評価結果</b>	
＜令和7年度短期大学認証評価＞	
1 埼玉純真短期大学 .....	25
参考1 用語解説 .....	37
参考2 会員校一覧 .....	55

## はじめに

### 一般財団法人大学・短期大学基準協会が行う認証評価

本協会は、学校教育法第 110 条に基づき文部科学大臣から認証を受け、大学・短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から短期大学、令和 2 年度から大学の認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と大学・短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

短期大学の認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会が会員校の教職員等に委嘱した評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、短期大学認証評価委員会において機関別評価案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。

ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の認証評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、認証評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、他機関の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う認証評価において、「適格」の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。

しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。認証評価は、部分的なものではなく評価時点における包括的な評価であり、「適格」とは、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです。それゆえ、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は認証評価の評価結果に含まれるものではありません。

また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努めています。さらに、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼に応えるとともに、評価システムの不断の改善を図っています。

### 短期大学評価基準

短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する目的から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この 4 基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス」と定めています。

この 4 基準の下、第 3 評価期間から、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るといった内部質保証を重点評価項目として設定するとともに、学生の「学習成果」の獲得・向上に向けて、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の「三つの方針」の評価を充実させてきました。また、第 4 評価期間からは、従来の「観点」を点検・評価の着眼点として評価基準から分離することにより、画一的な点検・評価

ではなく、より各短期大学の個性や特色を点検・評価することができる仕組みとしました。これらにより、各短期大学の個性や特色の進展と教育の質のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。

## 令和7年度短期大学認証評価結果について

### 1. 令和7年度短期大学認証評価結果

一般財団法人大学・短期大学基準協会は、令和7年度短期大学認証評価に申請のあった1短期大学に対して「令和7年度短期大学認証評価実施要領」に基づき評価を行った結果、本協会が定めた「短期大学評価基準」に照らして「適格」と認定しました。

- (1) 「適格」と認定した短期大学 (1 短期大学)  
埼玉純真短期大学

### 2. 令和7年度短期大学認証評価結果決定までの日程

(1) 令和7年度の短期大学認証評価

令和6年	7月31日	令和7年度短期大学認証評価申込受付締切日
	8月26日	ALO（認証評価連絡調整責任者）対象説明会 （オンライン開催）
	9月19日	評価を受ける短期大学（評価校）の決定
令和7年	6月30日	自己点検・評価報告書の提出締切日
	7月10日	評価員研修会及び評価チーム打合せの実施（オンライン）
	7月～8月	評価員による書面調査の実施
	9月4日～5日	評価員による訪問調査の実施
	10月31日	評価チームから基準別評価票の提出（最終締切日）
	11月14日	短期大学認証評価委員会分科会の審議
	11月28日	短期大学認証評価委員会の審議
	12月8日	短期大学認証評価委員会の審議
	12月12日	理事会への機関別評価案の報告
	12月15日	評価校への機関別評価案の内示
令和8年	1月14日	異議・意見申立書の提出締切日
	1月29日	短期大学認証評価委員会の審議
	2月19日	短期大学認証評価委員会の審議
	2月20日	理事会による評価結果の審議
	3月9日	短期大学認証評価委員会の審議
	3月13日	理事会による評価結果の最終決定
	3月16日	評価校への評価結果通知
	3月23日	短期大学認証評価結果の公表

### 3. 令和7年度短期大学認証評価の経過

- (1) 本協会は令和6年7月末日を締め切りに、令和7年度短期大学認証評価の申込受付を行いました。その結果、評価を希望する1短期大学の申請を受理し、令和7年度短期大学認証評価の評価校として決定しました。
- (2) 令和7年度評価実施に先立ち、令和6年8月26日に会員校のALO（認証評価連絡調整責任者）を中心に「第4評価期間短期大学認証評価に関するALO対象説明会」をオンラインで開催しました。当該説明会では、本協会の目指す認証評価、実施体制、実施方法などについて共通理解を図るとともに、ALOには、認証評価の円滑な実施のため本協会及び評価員に対する窓口となって連絡・調整の任に当たるよう要請しました。
- (3) 短期大学認証評価委員会では、同委員会委員より4名の評価員を選出し、「評価チーム」を編成するとともに、評価チームにチーム責任者を置きました。
- (4) 評価員は、7月10日にオンラインによる評価員研修会及び評価チーム打合せを実施して共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、次の手順で評価を取りまとめていきました。
  - ① 各評価員による評価  
評価員は、担当する評価校から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査を通して、当該評価校の状況を区分ごとに把握・分析し、それらに基づき、テーマの評価を行いました。
  - ② 評価チームによる基準別評価  
評価チームは、オンラインで評価員会議を行うとともに、訪問調査終了後には各評価員の区分及びテーマごとの評価に基づき、評価チームとしての基準別評価を行いました。同時に、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成し、短期大学認証評価委員会へ提出しました。
- (5) 短期大学認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる分科会として1分科会を設けました。分科会では、評価チームから提出された基準別評価票を基に当該チーム責任者と意見交換を行い、その結果を踏まえて機関別評価原案を作成しました。
- (6) 短期大学認証評価委員会では、分科会で作成された機関別評価原案について、分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。さらに令和7年12月12日に開催された理事会へ機関別評価案の報告を行い、12月15日に評価校へ内示しました。
- (7) 本年度は、認証評価委員会からの内示に対する異議申立て及び意見申立てはありませんでした。

- (8) 令和8年2月20日及び3月13日、理事会において機関別評価案等を審議し、本協会の「短期大学評価基準」を満たしているものとして、令和7年度の評価校1校を適格と認定しました。

#### 4. 評価結果の構成

各短期大学の評価結果は、「機関別評価結果」と「基準別評価結果」で構成されています。「基準別評価結果」は、基準ごとに評価結果と「三つの意見」を示しています。

「機関別評価結果」は、評価校の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況が機関全体として、短期大学としての水準を満たしているか否かについて、本協会では「適格」又は「不適格」と判定しています。

「基準別評価結果」には、まず、表形式で各基準の評価結果（合・否）を示した上で、当該基準を合又は否と判定するに至った事由をまとめています。

「三つの意見」は、評価校の主体的な改革・改善への気運を一層促し、その向上・充実を図るための本協会の見解を基準ごとにまとめています。これは、評価校の教育活動等の状況のうち「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」について、上記の各基準の評価結果（合・否）とは別にまとめたものです。「特に優れた試みと評価できる事項」には、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特に特長的な取組み等をまとめています。「向上・充実のための課題」には、評価校の教育研究活動等を更に向上・充実させるために必要な課題や、更なる向上・充実が期待される事項等について、本協会の見解をまとめています。なお、それらの記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と直接連動するものではありません。さらに、「早急に改善を要すると判断される事項」には、短期大学教育として相応しい水準を維持する上で重大な問題があり、速やかな対応が求められる事項をまとめています。例えば、短期大学評価基準や短期大学設置基準等の著しい未充足事項等が該当します。

## 資料1 一般財団法人大学・短期大学基準協会の概要

### 1. 概要

平成14年に学校教育法の一部が改正され、平成16年度からすべての大学・短期大学は、当該大学・短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備などの総合的状況について、少なくとも7年間に一度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられました。

この学校教育法の改正前に、短期大学の水準の維持・向上及び自己点検・評価による改善の支援を目的に設立された任意団体「短期大学基準協会」は、学校教育法第110条の規定に基づき、平成17年1月14日に短期大学の認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、平成17年3月31日に財団法人として文部科学大臣から許可を受けました。

以来、本協会は、学校教育法に基づく短期大学の認証評価を実施するとともに、短期大学の自己点検・評価活動や短期大学相互評価の促進・支援及び地域総合科学科の適格認定評価などの実施などを通じ、短期大学の特色とそのあるべき姿について研究・検討を続けてきました。平成24年には公益法人制度改革に伴い一般財団法人となり、さらに令和2年3月30日、大学の認証評価機関として文部科学大臣から認証を受けたことをもって、令和2年4月1日、一般財団法人大学・短期大学基準協会と改組し、現在に至っています。

### 2. 短期大学認証評価の対象と目的

本協会は、評価を通して短期大学の教育の質保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して短期大学の向上・充実に資することを目的としています。本協会の行う認証評価は、評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学の教育活動などについて総合的に評価するものです。また、本協会の評価に対する社会の理解と支持を得るために、評価システムや評価結果を公表します。

### 3. 短期大学認証評価の実施体制

#### (1) 実施体制

本協会は、理事会の下に、短期大学の認証評価を行う組織として短期大学認証評価委員会を設けています。同委員会では、認証評価に関する基本方針の策定、認証評価システム全体の点検・改善、機関別評価案の作成に関することなど、認証評価の実施に関する事項を担当しています。

さらに、認証評価を円滑に実施するため、次のような組織体制を整えています。

#### ○ ALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）

本協会の評価では、各短期大学の自己点検・評価活動を基礎にしていることから、その自己点検・評価活動や認証評価を円滑に進める責任者を各短期大学に1名置いています。この責任者をALOといい、各短期大学が選任し、本協会に登録しています。

#### ○ 評価員（評価チーム）

短期大学認証評価委員会において、会員短期大学から選出された評価員候補者や学識経験者などのうちから当該年度に必要な評価員を委嘱し、評価校1校につき4～5名で「評価チーム」を編成しています。各評価チームは、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。

また、評価に際して、チーム内の多様な意見を取りまとめ、評価校との連絡・調整を図る「チ

ーム責任者」を選任します。

○ 短期大学認証評価委員会分科会

短期大学認証評価委員会の下に、短期大学認証評価委員会委員及び同委員会が必要と認められた者で構成される原則3名の短期大学認証評価委員会分科会を設け、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案の作成にあたります。

○ 認証評価審査委員会

短期大学認証評価委員会が各評価校へ内示した機関別評価案に対して、評価校から異議申立てがあった場合の審査機関として、理事会の下に認証評価審査委員会を設けています。同審査委員会は、本協会理事長の諮問に応じて異議申立てに対する審査を行い、その審査結果を理事会へ報告します。

(2) 評価の手順

① 短期大学評価基準に基づく自己点検・評価報告書の提出

本協会では、短期大学の教育活動などの状況を多角的に評価するため、4基準で構成されている短期大学評価基準に基づき、認証評価を実施します。また、各短期大学が短期大学として有すべき水準を満たしているかどうかという視点から、この4基準にそれぞれ4つのテーマ(合計16テーマ)を設定し、それらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分(合計39区分)として設定しました。さらに短期大学評価基準とは別に、区分ごとの点検・評価を行う際の具体的な着眼点として「短期大学評価基準観点表」(「点検・評価の観点」)を示しています。評価校は、これら基準、テーマ、区分を踏まえ、教育活動などの状況を分析・評価して、自己点検・評価報告書を作成し、本協会及び評価員へ提出します。

② 書面調査及び訪問調査

評価員は、評価員研修会において、当該年度の認証評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、区分評価、テーマ評価及び基準別評価に当たります。

a. 区分の評価

評価員は、書面調査及び訪問調査を通じて、当該評価校の現状と課題を把握・分析し、区分ごとに当該評価校が短期大学としての水準を満たしているかどうかについて、合・否の2段階による評価を行います。

b. テーマの評価

評価員は各区分の評価を行った後、それらとその改善計画を踏まえてテーマごとに4段階の評価を行います。

c. 基準別評価

評価チームは、各評価員が作成した上記の区分評価及びテーマ評価に基づき、訪問調査中に行う評価員会議を経て、訪問調査終了後に評価チームとしての評価を検討します。そこでは合・否の2段階による評価を行うとともに、評価校の内部質保証の取組状況について「内部質保証ルーブリック」を用いた評価も踏まえ、基準別評価として集約します。

また、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それ

らを合わせた基準別評価票を作成します。

なお、「特に優れた試みと評価できる事項」は、当該評価校の取り組んでいる事項が特色ある優れたものであることを示した項目です。また「向上・充実のための課題」は、当該評価校の教育活動が向上・充実するためにその解決、克服が必要となる課題、又は現状にとどまらず、更なる向上・充実を図ることが期待される事項を掲げています。さらに「早急に改善を要すると判断される事項」は、例えば短期大学設置基準未充足など、短期大学としての水準を満たしていないと判断される事項について指摘したものです。

### ③ 短期大学認証評価委員会による機関別評価

短期大学認証評価委員会では、各評価チームから提出された基準別評価票に基づき、分科会及び短期大学認証評価委員会でそれぞれ検討を加えます。

#### a. 分科会

分科会は、分科会ごとに担当する評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者と意見交換を行った上、機関別評価原案を作成します。各分科会は、この機関別評価原案の作成にあたり、当該評価校の教育活動などの状況が短期大学全体として、短期大学の水準を満たしているか否かを審議します。

#### b. 短期大学認証評価委員会

短期大学認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、理事会への報告を経て各評価校へ内示します。

同委員会は、この評価の時点で「早急に改善を要すると判断される事項」について、改善が可能であると判断した場合には、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で、評価校に内示します。

条件を付された評価校は、通知を受けた日から一定期間内に改善計画書等を提出した上で、指定された期日までに改善報告書を提出する必要があります。短期大学認証評価委員会は、当該評価校から提出された改善報告書を検討し、指摘事項が改善されたか否かを証拠書類に基づいて確認し、改善が完了したと認められる場合には、「適格」とし、認められない場合には、「不適格」とします。

なお、「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見を付すことがあります。当該意見については、当該評価校から提出された報告書を基に評価し、評価の結果、問題の改善が見られる場合にはその旨公表し、改善が見られない場合には、再度、改善意見を付しその旨公表します。

また、機関別評価結果において「不適格」と判定された短期大学は、改善が必要とされた事項について再評価を受けることができます。再評価は、改善が必要とされた事項についての改善状況の可否について評価し、本評価の結果と合わせて「適格」又は「不適格」の判定を行い、その結果を公表します。

### ④ 認証評価審査委員会による審査

本協会では、内示に際して、機関別評価案の判定に対する異議申立ての機会を保障することとし（短期大学認証評価実施規程 第 11 条）、評価結果に重大な事実の誤認などがないように努め、評価校から、内示に対して異議申立てが出された場合は、直ちに、認証評価審査委員会で審査します。同審査委員会では、異議申立校の主張を裏付ける資料を中心とした根拠資料等

を基に異議申立ての内容の適否を十分審議し、その結果を理事会に報告します。

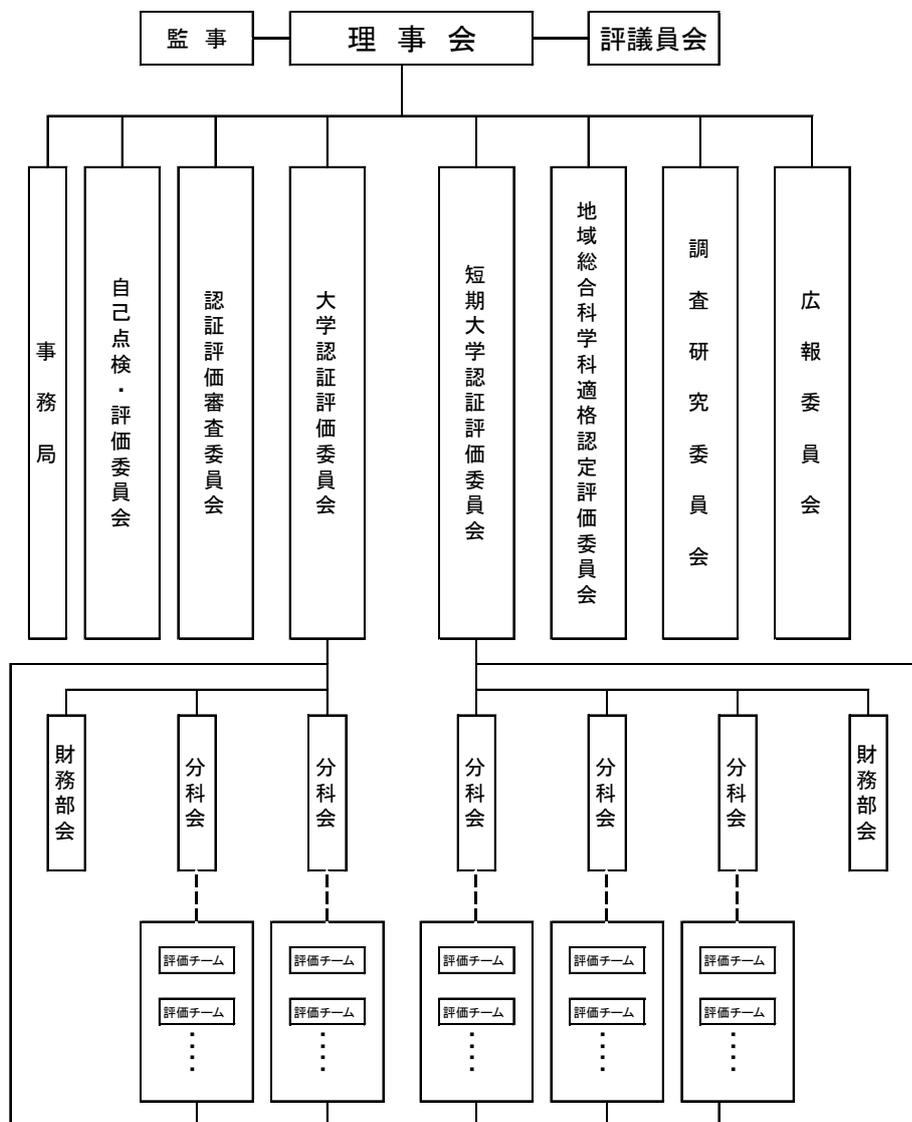
⑤ 理事会での決定

理事会は、短期大学認証評価委員会から提出された機関別評価案、認証評価審査委員会からの報告を踏まえて審議し、評価校に対する機関別評価を決定し（短期大学認証評価実施規程 第12条）、各評価校へ通知します。

⑥ 評価の公正性

本協会は、評価の公正を期するため、以上の評価のすべてのプロセスにおいて評価を受ける短期大学の利害関係者であると理事会が認める者は、その所属する短期大学を対象とする認証評価業務に従事できないこととしています（短期大学認証評価実施規程 第16条）。

#### 4. 一般財団法人 大学・短期大学基準協会 組織図



## 資料2 短期大学評価基準

### 短期大学評価基準

平成16年10月制定

令和6年2月改定

#### 短期大学評価基準の趣旨

短期大学が行う自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズに応え、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。短期大学が、地域に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。

短期大学による自己点検・評価は認証評価の基礎であり、その促進は認証評価機関の責任の一部である。短期大学評価基準は、短期大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。

#### 短期大学評価基準の構造

短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されている。まず、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み（基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス）ようになっており、短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～6）として表した。4基準の大きなくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。

## 基準 I 建学の精神と教育の効果

建学の精神・教育理念、教育目的・目標、学生の学習成果 (Student Learning Outcomes) (以下「学習成果」という。)、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づき、教育研究活動の見直しを図る内部質保証の仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

### A 建学の精神

短期大学は、教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。

基準 I-A-1 建学の精神を確立している。

### B 教育の効果

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。

短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。

教育の効果を高めるために短期大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。

基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。

### C 社会貢献

社会貢献は、短期大学の重要な役割の一つであり、教育研究成果等を地域・社会に積極的に提供するとともに内外のステークホルダーとの関係を密にして、地域・社会の活性化・発展に貢献することが求められる。

基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

## D 内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、理事長、学長など、短期大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。

自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いなければならない。

基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

基準 I-D-2 教育の質を保証している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学習成果や卒業認定・学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

単位授与、卒業認定及び学位授与の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果の獲得を保証していることを明確に示す。

入学者選抜が入学者受入れの方針に対応しており、適切に行われていることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館等での学生支援なども含む）を整え、学習成果の獲得を向上させていることを明確に示す。

### A 教育課程

短期大学は、卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って、体系的な教育課程を編成し、授業科目を履修した学生に対する単位授与、卒業認定及び学位授与を適切に行い、就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果の獲得を保証しなければならない。

短期大学は、学科又は専攻課程に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮しなければならない。また、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした職業又は实际生活に必要な能力を育成するための職業教育を適切に行うことも求められる。専門職学科では、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業分野における創造的な役割を担うための応用的な能力を育成し、職業倫理を涵養するよう配慮も必要である。

基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

### B 学習成果

学習成果は、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。また、それぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、測定や評価が可能なものである。

短期大学は、学科又は専攻課程の学習を経て、学生に獲得が期待される学習成果を明確に定めなければならない。一定の学習期間終了時には、その学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定し、学習成果の設定や教育方法等の点検に活用することが求められる。

短期大学の教職員は、適切な成績評価基準等の設定や可視化された根拠により、学習成果の

獲得状況を評価し、把握する必要がある。学生に対しては、学生が自らの学びの成果として身に付けた資質・能力を自覚できるように、可視化された根拠を基にした説明が求められる。

また、短期大学は学習成果の獲得状況の把握・可視化を内部で行うことにとどまらず、社会に対して分かりやすく公表していくことに努めることが求められる。

基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。

### C 入学者選抜

入学者選抜は、入学者受入れの方針に従って、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定し明確に示すとともに、募集人員や授業料、その他入学に必要な経費を明確に示す必要がある。

入学者選抜は、実施に関する学内規程や学長を中心とした責任体制など適切な体制を整えて実施しなければならない。

基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。

基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。

### D 学生支援

短期大学は、学習成果の獲得に向けて教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）を有効に活用して、学生の学習支援を組織的に行わなければならない。

学生支援は、多様な学生のニーズを的確に捉え、それに対応した学習支援の環境を整えることが重要である。特に、学生の学習を支援するために図書館等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。

短期大学は、学生生活支援や進路支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用するとともに教育研究環境の整備に努めていることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、短期大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

短期大学は、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

#### A 人的資源

短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を通じて、三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を積み重ねなければならない。

そのために、短期大学は、組織的な FD・SD 活動を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。

基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。

基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。

基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。

基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。

基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

#### B 物的資源

短期大学は、教育課程と学生支援の充実のために、短期大学設置基準に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、学校法人の中期的な計画及び事業計画等に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

### C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、学校法人の中期的な計画及び事業計画等に含まれ、計画的に実施しなければならない。

短期大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有し、自己点検・評価を通じて有効に活用しなければならない。

基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。

### D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程が開発されるとともに学生支援が推進・整備され、その充実が図られる。短期大学は、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、学校法人の中期的な計画及び事業計画等に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

## 基準IV 短期大学運営とガバナンス

短期大学の教育の使命を果たすために、中期的な計画及び事業計画等に基づいた適切な運営において、理事長及び学長のリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。

理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

短期大学及び学校法人の情報の公表・公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

### A 理事会運営

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

理事会は最高意思決定機関であり、策定した中期的な計画及び事業計画等について、理事の職務執行を監督し、持続性のある短期大学運営を行うことが求められる。理事会は、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、監事の監査機能及び評議員会の監視・監督機能等により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

### B 教学運営

学長は教学マネジメントの確立に努め、建学の精神に基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の獲得の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項、その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行わなければならない。

基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。

## C ガバナンス

ガバナンスは、理事会及び学長の意思決定や理事長及び学長のリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。

理事会の権限と責任が有効に機能しているかを確認する上で、監事、評議員会及び会計監査人がその役割を担い、責任を果たさなければならない。

基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。

基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。

基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。

## D 情報公表

短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しているため、社会や地域に対して積極的に情報を公表・公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。

基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

## 専門職短期大学の評価基準

専門職短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

- ・「短期大学」は、「専門職短期大学」に読み替える。
- ・「短期大学設置基準」は、「専門職短期大学設置基準」に読み替える。
- ・「地域・社会」は、「産業界・地域社会」に読み替える。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマ A 教育課程

- ・「基準Ⅱ-A-3」を次のとおりとし、「基準Ⅱ-A-4」を削除する。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、専門職短期大学設置基準にのっとり、教育課程連携協議会の意見を勘案し、編成している。
---

## 公立短期大学の評価基準

公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

- ・「建学の精神」は、「ミッション」に読み替える。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ D 財的資源

- ・「基準Ⅲ-D-2」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-D-2 財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

### 基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス：テーマ A 理事会運営

#### ①公立大学法人の場合

- ・基準Ⅳの「テーマ A 理事会運営」を「テーマ A 公立大学法人の意思決定」とする。

- ・「基準Ⅳ-A-1」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-A-2」及び「基準Ⅳ-A-3」を削除する。

基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき公立大学法人の管理運営体制が確立している。

#### ②公立大学法人以外の場合

- ・基準Ⅳの「テーマ A 理事会運営」を削除する。

### 基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス：テーマ C ガバナンス

#### ①公立大学法人の場合

- ・「基準Ⅳ-C-2」を次のとおりとする。

基準Ⅳ-C-2 経営審議機関は法令等に基づき開催され、審議機関として適切に運営している。

#### ②公立大学法人以外の場合

- ・「基準Ⅳ-C-1」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-2」及び「基準Ⅳ-C-3」を削除する。

基準Ⅳ-C-1 ガバナンスが適切に機能している。

### 資料3 評価組織

#### 理事会 理事及び監事一覧

◎:理事長 ○:副理事長 ☆:監事

◎	原田 博史	岡山学院大学・岡山短期大学／元理事長・元学長・教授
○	麻生 隆史	九州情報大学・山口短期大学／理事長・学長
○	川並 弘純	聖徳大学・聖徳大学短期大学部／理事長・学園長・学長
	石田 憲久	青森中央学院大学・青森中央短期大学／理事長
	大谷 岳	桜花学園大学・名古屋短期大学／学長
	大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長
	加藤 映子	大阪女学院大学・大阪女学院短期大学／学長
	小坂 慎治	一般財団法人大学・短期大学基準協会／事務局長
	坂根 康秀	香蘭女子短期大学／学園長・学長
	佐久間 勝彦	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
	佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
	澤辺 桃子	函館短期大学／学長
	志賀 啓一	志學館大学・鹿児島女子短期大学／理事長
	清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部／学長
	関口 修	郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部／理事長・学園長・学長
	中野 正明	京都華頂大学・華頂短期大学／学長
	福井 洋子	大手前大学・大手前短期大学／副理事長・短期大学学長
	藤原 誠	独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館／館長
	村崎 文彦	徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部／理事長
	百瀬 義貴	フェリシアこども短期大学／理事長
☆	谷本 榮子	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部／理事長・総長
☆	富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士
☆	平尾 和子	愛国学園短期大学／学長

(令和8年3月現在)

#### 短期大学認証評価委員会委員一覧

◎:委員長 ○:副委員長

◎	志賀 啓一	志學館大学・鹿児島女子短期大学／理事長
○	二木 寛夫	山口学芸大学・山口芸術短期大学／理事長・学園長
	麻生 隆史	九州情報大学・山口短期大学／理事長・学長
	大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長
	岡本 和夫	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構／参与
	沖 清豪	早稲田大学／教授
	奥田 吾朗	大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部／理事長
	加藤 真一	金城大学・金城大学短期大学部／理事長
	川並 弘純	聖徳大学・聖徳大学短期大学部／理事長・学園長・学長
	桐原 由美	国際学院埼玉短期大学／教授

坂根 康秀	香蘭女子短期大学／学園長・学長
佐久間 美羊	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／副理事長・短期大学副学長・教授
清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部／学長
高木 明郎	国際短期大学／学長
田久 昌次郎	いわき短期大学／学長顧問・教授
谷本 和子	関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部／短期大学学長
富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士
野澤 智	城西短期大学／教授
平野 幸治	上智大学短期大学部／名誉教授
福井 洋子	大手前大学・大手前短期大学／副理事長・短期大学学長
堀井 祐介	大阪大学／教授
和賀 崇	岡山大学／准教授

(令和8年3月現在)

#### 認証評価審査委員会委員一覧

◎：委員長

◎ 佐久間 勝彦	千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
関口 修	郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部／理事長・学園長・学長
田中 義郎	桜美林大学／特命副学長（グローバル）・大学院教授
藤原 誠	独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館／館長

(令和8年3月現在)

**資料4 評価員一覧（令和7年度）**

（五十音順）

加藤 真一

高木 明郎

野澤 智

和賀 崇

以上（4名）

# 令和 7 年度短期大学認証評価結果

## 埼玉純真短期大学の概要

設置者 学校法人 純真学園  
理事長 福田 庸之助  
学 長 布施 由起  
A L O 加藤 房江  
開設年月日 昭和 58 年 4 月 1 日  
所在地 埼玉県羽生市下岩瀬 430

<令和 7 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		150
	合計	150

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## I. 機関別評価結果

令和6年7月23日付で埼玉純真短期大学からの申請を受け、本協会は提出された自己点検・評価報告書及びその根拠を示す提出資料による書面調査、加えて実態を直接確認する訪問調査両面による認証評価を行った。

評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目的の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和8年3月13日付で適格と認める。

上記の判断に至った事由等は、「基準別評価結果」に示すとおりである。

## II. 基準別評価結果

各基準の評価結果（合・否）及び判定するに至った事由を示す。

また、本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される「基準別評価結果」に加えて、短期大学が目指す学修者本位の学習成果の獲得の実現に向けた改革・改善の好事例の取組みを加速・拡大させることを目的に、教育・研究活動や地域・産業界等との連携活動等の中から、特に優れた試みと評価できる事項を具体的に示すとともに、短期大学の個性を尊重しつつ、改革・改善の支援を目的に、向上・充実のための課題や早急に改善を要すると判断される事項について、評価基準ごとに「三つの意見」として見解を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス	合

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

<評価結果> 合

<判定の事由等>

[テーマA 建学の精神]

埼玉純真短期大学の建学の精神（学園訓）「気品・知性・奉仕」は、教育理念・理想を明確に示しており、教育基本法等に基づいた公共性を有している。建学の精神をウェブサイト、学生便覧等に掲載し、各教室等に掲示することにより、学内外に表明している。教職員は教授会等の会議において、学生は入学式や新入生オリエンテーション等の機会において

て建学の精神の意味と重要性を確認する機会がある。また、教育理念等の点検を通して建学の精神の確認を行っている。

#### [テーマ B 教育の効果]

こども学科の教育目的・目標は、建学の精神（学園訓）に基づき確立している。学生便覧やシラバス等に明示するほか、ウェブサイトにも掲載することにより学内外に表明している。実習先や就職先から学生や卒業生の状況を定期的に聞き取ることに加え、毎年度開催する外部評価委員会、連携協定締結機関との点検によって、学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかを定期的に点検している。

学習成果を定め、ウェブサイトや学生便覧、シラバス等を活用し、学内外に表明している。学生に対しては、オリエンテーション、必修科目「入門ゼミⅠ・Ⅱ」の機会に説明している。また、全ての授業科目にルーブリックでの評価を導入し、教員と学生が常に学習成果を意識して学習に取り組めるよう工夫している。くわえて、アセスメントポリシーとして「学習成果評価指標」を定め、学習成果を定期的に点検している。

三つの方針については、建学の精神に基づいて策定し、大学案内、学生便覧、ウェブサイト等に掲載することにより、学内外に表明している。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針は、いずれも学習成果に対応しており、適切に定められている。免許・資格取得状況、学生の実習先や卒業生の就職先への聞き取り調査、外部評価委員会の評価、連携協定締結機関である羽生市教育委員会や高大連携校との点検等を通して、三つの方針を定期的に点検している。

#### [テーマ C 社会貢献]

地方自治体や地域の企業、教育機関及び文化団体等との連携を重視し、諸機関との協定や提携を複数結ぶなど、社会への貢献を推進している。市民公開講座、特別支援教育・発達障がい研究セミナー等を実施するほか、市内の教育機関と連携した教育事業を展開している。

複数の学生サークルがボランティア活動を展開していることに加え、授業科目に「ボランティア概論」、「ボランティア実習」を開設し、学生の理解促進と意欲喚起も行っている。ボランティア科目履修学生のボランティア活動については、ボランティア参加願と活動報告書を提出することで、学習評価の対象としている。

地域連携を所掌する「地域連携センター委員会」の自己評価において、社会貢献活動の目標や課題を定期的に点検している。

#### [テーマ D 内部質保証]

自己点検・評価委員会が中心となり、全教職員が関与して、毎年度自己点検・評価を行っている。自己点検・評価報告書を作成し、全教職員に配付するとともに、ウェブサイトにおいて外部にも公表している。また、近隣の高等学校校長、保育所・幼稚園関係者、企業代表者等で組織する外部評価委員会を設置し、毎年度外部評価を行っている。

学習成果の査定手法として、「学習成果評価指標」を定め、ルーブリック、成績評価やGPA、実習資格審査基準、教職課程履修カルテ、人財チェックシート、免許・資格取得率、

就職先への調査等を活用し、査定を行っている。この査定手法については、IR 推進委員会、教授会において定期的に点検している。学生の学習状況については、「教員打ち合わせ会」等で共有し、「FD&SD 研修会」等を通じて授業改善につなげる体制を整えている。

学校教育法や短期大学設置基準をはじめとする関係法令、また資格や免許状に関する法改正等を把握し、対応するよう努めている。

### 三つの意見

<特に優れた試みと評価できる事項>

[テーマ C 社会貢献]

- 短期大学の建学の精神（学園訓）「気品・知性・奉仕」における地域貢献の意味を理解し、具体的な行動とするために、地元の歴史や文化を学ぶ「ふるさと学」や「ボランティア概論」、「ボランティア実習」といった授業科目を開設し、学生の理解と参加を促している。
- 社会貢献活動として、教職員は、羽生市教育委員会をはじめとする市内の諸団体と連携し、小学生を対象とした、知的好奇心を刺激する学びの場「子ども大学はにゅう」を実施しており、また、特別支援教育においては「特別支援教育・発達障がい研究セミナー」や高等学校への教員の派遣等、専門性を生かした取組みを実施している。学生については、複数のサークルが、各種団体により開催される行事等に積極的に参加、協力し、地域の活動に貢献している。
- 地域の団体、教育機関等と協定を締結し、積極的に社会貢献活動を展開している。特に、連携協定校である、近隣の理工学系の大学との共同研究では、デザインや幼児への配慮については埼玉純真短期大学の学生がアイデアを出し、近隣の大学の学生が設計・制作を担当して、図書館書架、スツールを制作しており、双方の学生の学びの機会にもつながっている。

[テーマ D 内部質保証]

- 自己点検・評価を毎年度実施することに加え、近隣の高等学校校長、保育所・幼稚園・施設関係者、教育長、企業代表者等で組織する外部評価委員会を設置し、毎年度外部評価を行っている。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

<評価結果> 合

<判定の事由等>

[テーマ A 教育課程]

建学の精神（学園訓）に基づき卒業認定・学位授与の方針を定めており、卒業要件、成

績評価の基準、資格取得の要件等を明確に示している。

卒業認定・学位授与の方針に基づき、教育課程編成・実施の方針を定めている。同方針に基づき、保育士・幼稚園教諭の養成のために、資格・免許取得に対応した教育課程を編成している。

シラバスには、到達目標、授業計画、授業の方法等の必要な項目を明示しており、教務委員会が点検を行っている。また、授業担当者間で教授の協力・調整など意思疎通を図っている。建学の精神に沿っているか、教育課程を毎年点検するとともに、学生の実情や時代の要請に合わせて改訂を行っている。

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することができるよう、教養教育科目を編成している。また、1年次で学ぶ教養科目（例として「生涯スポーツ・レクリエーションⅠ・Ⅱ」）が2年次で学ぶ専門科目（例として「保育内容（身体表現）指導法」）につながるように、教養教育科目を専門教育科目に関連させて編成している。

こども学科は職業人としての保育者養成を目標としており、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状取得のための必修科目を中心とした教育課程編成により職業教育を実施している。1年次開講科目「保育者のための社会人基礎講座」は、保育者であると同時に社会人として身につけるべき、挨拶、言葉遣い、電話対応、文書作成などの実践的な内容となっている。また、「教育実習（幼稚園）Ⅰ（前）」では、子ども理解と子どもとの関わりについて体験的に学ぶ機会として、近隣の保育所と交流を行っており、学生の職業意識と意欲の形成につながる貴重な体験になっている。

#### [テーマ B 学習成果]

こども学科の学習成果として、保育者及び社会人として求められる4つの具体的な能力を定めている。こども学科の学習成果に基づき、授業科目ごとの学習成果がシラバスに到達目標として定められている。また、授業科目ごとにルーブリック評価を作成し、半期で獲得できる学習成果を明確に示している。なお、こども学科の学習成果と卒業認定・学位授与の方針との関連がやや不明瞭であったため、令和6年度に三つの方針の見直しを行っている。

教員は、シラバスに示した成績評価基準に基づき、筆記試験や実技試験、小テスト、レポートなどにより、授業科目ごとの学習成果を評価している。また教員は、それぞれの授業科目の特性に沿った進度票や達成票、ルーブリック評価を用いて、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

GPAを用いた総合的な学習成果の評価を行っている。単位修得数、学位取得数、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得数等の学習成果の獲得状況が教務委員会及び教授会で報告されている。学生が自己評価する「教職課程履修カルテ」や「人財チェックシート」では、学習成果の達成度を確認しながら、自分自身の2年間の学びの成果が認識できるようになっている。また、学生自身が「ポートフォリオ（学習成果に関わる活動書）」を用いて記録することで、各自の2年間の活動業績も確認することができる。

「学生生活アンケート」を実施し、生活や学習について調査を行っている。また、学生の自己評価による「教職課程履修カルテ」や「授業評価アンケート」の結果も、学習成果の獲得状況の把握に活用している。

学生の学習成果の獲得状況として、ウェブサイト上に「学修時間・学修行動調査」、「授業評価アンケート」、「卒業生を対象としたアンケート」等の結果を公表している。

#### [テーマ C 入学者選抜]

入学者受入れの方針を卒業認定・学位授与の方針に基づいて定め、募集要項に明示している。全ての入試区分における選抜方法について、得点及び面接に関する評価方法が示されたシートを基に、全教職員が共通理解を図り、統一した判定ができるよう公正かつ適性に実施している。また、入学前の学習成果の把握・評価をどのように行うかについて募集要項で示し、それらに基づき評価を実施している。

事務組織に入試広報係を置き、アドミッションオフィサーを中心に学生の募集から選抜、入学手続きまでの業務を行っている。

入学者受入れの方針を学生募集要項、大学案内、ウェブサイトに明記するほか、オープンキャンパスや進学相談会においても説明を行っている。

募集要項には入試区分ごとの募集人員を明記するとともに、授業料、その他入学に必要な経費を明記している。また、入学後に必要となる主な諸経費についても、「その他在学中の費用」として募集要項に記載している。

入学志願者及び受験生の保護者等からの問い合わせに対し、アドミッションオフィサーが中心となって対応している。

#### [テーマ D 学生支援]

入学手続き者に対しては、入学後の授業や学生生活についての情報提供を行うとともに、入学前教育として保育・教育に関する授業（プレカレッジ）を実施している。また、学習成果の獲得に向けて、学生便覧、シラバス、オリエンテーションのしおり等、履修や学習に必要な資料を用いて学習支援を行っている。

学習面に不安を抱える学生などに対しては、「ピアノサポートレッスン」など 11 のサポートコースを開設し、担当教員がオフィスアワーや放課後等の時間を利用してサポートを行っている。また、図書館の専門職員が年度はじめに、新入生に対して図書館利用ガイダンスを実施し、図書館の利用方法や文献検索の方法等を指導している。

学生委員会（教員）と学生係（事務職員）が協働して生活支援を行っている。また、学生が参画する活動として、学生会がクラブ・サークル活動や種々の学校行事の運営に当たっている。

遠隔地からの学生に対しては学生アパートを紹介するほか、最寄り駅からスクールバスを運行し、通学の利便性に配慮している。

経済的に困窮する学生や児童福祉施設等の出身学生を対象にした奨学金制度を開設し、納入金の一部又は全額免除を行っている。

専任教員及び事務担当者からなる進路支援委員会を組織している。2年次に年7回開催する「キャリアガイダンス」では、就職先の選び方や就職への心構え・準備等、進路決定に必要な様々な支援を行っている。また、独自に作成した「キャリアサポートブック」を用いて、履歴書や志望動機などの書き方、面接の受け方などの試験対策を行っている。

毎年、多くの保育所・幼稚園が参加する「合同就職説明会（マッチングフェア）」を開催

し、学生の就職につなげている。

また、最新の求人票を「チューターズ・ルーム」に掲示及びファイリングし、学生が常時閲覧できるようにしている。

大部分の学生が幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設等に就職しており、それらの就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

### 三つの意見

<特に優れた試みと評価できる事項>

[テーマ A 教育課程]

- 建学の精神（学園訓）である「気品・知性・奉仕」に基づき、短期大学の地元である羽生市近郊の歴史や文化を学び、地域を知ることが目的として、教養教育科目「ふるさと学」を開講している。同授業では、地域のそれぞれの分野で活躍する方たちを講師として招聘するとともに、受講生が実際に現地を訪問するなど、地域理解がより深まるように工夫している。
- 1年次の「入門ゼミⅠ・Ⅱ」では、社会人としての基礎力を培う授業を展開している。特に、「人財チェックシート」を使用して、授業態度、礼儀、言葉遣い、自己理解や主体性など、保育者として求められる基本的な行動や姿勢を測定するとともに、学生に対しては具体的なフィードバックを行うなど、社会人としての意識向上につながっている。

[テーマ B 学習成果]

- 学習達成度評価のためのルーブリック評価作成と活用を、令和2年度から専任教員の科目で始め、令和3年度には非常勤教員の科目を加え、専任教員全員には取組みと課題についての研修を行っている。さらに、令和4年度以降は全ての科目においてルーブリック評価作成と活用に取り組んでいる。

[テーマ D 学生支援]

- 入学前教育として、「プレカレッジ」を実施している。事前に、日程、授業内容、履修方法等を明示した「プレカレッジシラバス」を入学手続き者に送付するなど、きめ細かな対応がとられている。「プレカレッジ」では、建学の精神（学園訓）の理解を含む5日間に渡る充実したプログラムが用意され、入学してからの授業スタイルに近い形で行うなど、入学後の短期大学での学びと生活につながる内容となっていることから、入学予定者の参加率は非常に高い。
- 学習面に不安を抱える学生などに対し、「ピアノサポートレッスン」、「日本語表現の基礎力向上」、「学習チャレンジ」など11のサポートコースを開講している。各コース担当の教員はオフィスアワーや放課後等の時間を利用して開講しており、受講者に対してきめ細かで丁寧なサポートを行っている。
- 遠隔地からの学生に対しては、短期大学が委託する学生アパートを紹介している。同アパートには、洗濯機や電子レンジ、冷蔵庫、電子ピアノが設置されており、学生が学

生生活をスタートさせる際にかかる初期費用の負担軽減に役立っている。

- 秋に「合同就職説明会（マッチングフェア）」を開催している。毎年、就職希望者数を上回る幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設の人事担当者が参加しており、学生の就職支援につなげている。
- 学生会主催行事である、新入生歓迎を目的とした「スポーツ大会」、大学祭の「純真祭」、学生の集大成を発表する「表現発表会」、学生と教員全員が1日中仮装して授業やイベントに参加する「純真ハロウィンデー」など、様々な学校行事が開催されている。これらのイベントを通して、同学年だけでなく異なる学年の学生間の交流が促進されている。
- ホームカミングデーを設け、卒業生の就職後のフォローとリカレント教育を実施している。「気になる子」、「特別な支援の必要な子」の対応方法など、支援を要する子どもの増加に合わせた講座等を開講して、卒業生の学び直しへの要望に応えるべく、多くの学びを提供している。

<向上・充実のための課題>

[テーマ A 教育課程]

- 年間及び学期ごとに履修登録できる単位数の上限については学則に根拠規定を置き、申し合わせ（学長決定）により上限を設定して運用しているが、上限の具体的な設定については規程化するとともに、学生便覧等により学生へ明示することが望まれる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

<評価結果> 合

<判定の事由等>

[テーマ A 人的資源]

専任教員は、短期大学設置基準が定める教員数及び教授数を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき主要科目に専任教員を配置し、専任とのバランスを考慮して非常勤教員を配置している。専任教員の採用及び昇任にあたっては、短期大学設置基準にのっとり、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等により適正に選考を行っている。非常勤教員の採用についても、短期大学設置基準の規定を準用している。

専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づき行われ、各教員は研究・教育等活動計画書を毎年度作成し、年度内に1本以上の論文や学会での発表等が責務として求められている。外部資金については、令和5～7年度に科学研究費補助金を獲得している。専任教員の研究活動に関する規程が整備され、研究倫理を遵守するための取組みとして、年度はじめに研究者行動規範を専任教員に提示し、研究者としての倫理や社会的責任、公的資金の適正な取扱いに関する理解を深めている。研究成果を発表する機会として、埼玉純真短期大学研究論文集を毎年刊行している。専任教員には、研究日を設け、研究、研修等を行う時間を確保している。

短期大学は、遠隔地にある法人本部と密接に連絡を取り、学校を運営している。事務職員は、学生対応に対する適性を考慮し、それぞれの事務をつかさどるにふさわしい職能を有した者を配置している。事務関係諸規程を整備し、関係部署が連携を図り、円滑に業務を遂行している。

履修カルテを教務委員会及び教授会で定期的に見直し、学生が書いた履修カルテを事務局で管理するなど、学生の学習成果の獲得に向けて教職員が協働して組織的に行っている。教職員の資質、教育能力、専門的能力等の向上のため、規程に基づき FD&SD 推進委員会が FD&SD 研修会を企画・実施している。教員打ち合わせ会を年度開始前に実施し、非常勤教員も含めた研修を行っている。労働基準法等の関係法令に基づき諸規程を整備し、これをグループウェアに掲載して、教職員が自由に閲覧できるようにしている。教職員の就業、採用、昇任は、関係規程に基づき適正に管理している。

#### [テーマ B 物的資源]

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、バリアフリー化にも取り組んでいる。キャンパスには、普通教室、演習室、大講義室、栄養実習室、リズム音楽室、ピアノ個人レッスン室、パソコン教室、模擬保育室、調理実習室等が備えられ、専任教員には研究室を設けている。授業を行う備品や機器として、ピアノ、リズム音楽機器、栄養実習道具備品、情報関連機器、沐浴実習道具等が整備されている。図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等は十分であり、規程に基づき、選書や廃棄が適切に行われている。文献の相互提供については、国立情報学研究所の目録所在情報サービス（図書館間相互貸借システム NACSIS-ILL）、埼玉県大学・短期大学図書館協議会（SALA）に参加し、学外との連携に努めている。

施設設備に関する諸規程を整備し、これに基づき適切に維持管理している。防災対策として、危機管理マニュアル、緊急連絡網（教員・職員）を作成し、学内点検や避難訓練を実施している。学内全てのコンピュータにウイルス対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策を行っている。環境への配慮として、ごみの分別回収、紙コップの廃止やマイボトルの推奨、夏季クールビズ導入をはじめ、消灯の徹底や冷暖房の温度管理などを実施している。

#### [テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

全ての教室で LAN 接続が可能で、プロジェクターも設置されている。ピアノ個人レッスン室、電子ピアノレッスン室が設けられ、学生の技術向上が図れるように配慮している。学生の情報技術向上のため「コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を置き、基礎的な情報リテラシーを基に応用技術の獲得を目指している。専任教員には個別の研究室が設けられ、ノートパソコンを 1 台ずつ貸与し、非常勤教員にも貸出用ノートパソコンを用意している。パソコン教室には、学生が自由に使用できるコンピュータを設置し、学内各所に LAN 環境を整備している。

#### [テーマ D 財的資源]

財務状況について、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっているもの

の、学校法人全体では過去 2 年間で収入超過となっている。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低い。

### 三つの意見

<特に優れた試みと評価できる事項>

[テーマ A 人的資源]

- 豊富な実務経験を有する教員を多数配置し、実務で蓄積した経験に基づき、知識・理論と実践的スキルを身につけさせる授業を行っている。
- FD&SD 推進委員会規則により、授業内容及び方法の改善の取組みとして、学期ごとの相互授業参観の実施及び授業担当者と参加者両者による振り返り、また、授業評価アンケート結果の考察や改善策等の共有などを行っている。
- 教育の質向上を目的とし、年度開始前に非常勤教員も含めた全教員を対象とする「教員打ち合わせ会」を開催している。当該打ち合わせ会では、「教員授業実施心得 10 章」により、建学の精神（学園訓）に基づく教育目的を共有するとともに、各授業科目における授業内容、学生の反応や学習成果の到達度、教育的工夫などの共通理解を図っている。また、各授業科目の学習成果を測定する指標の 1 つである「純真検定」の結果を基に、各教員が自身の授業内容を客観的に振り返り、授業改善に生かすなど、教員の資質や能力向上の活動に成果をあげている。

[テーマ B 物的資源]

- スクールバスの運行、巡回バス無料回数券の配布に加え、希望者全員が利用できる台数分の学生用駐車場を用意し、学生の通学を手厚くサポートしている。
- 連携協定を結ぶ近隣の大学との共同研究により、幼児に配慮した模擬保育室、キッズハウス、図書館の大型絵本書架やスツールなどを制作・配置し、特色ある学習環境を整えている。また、魔法学校の談話室のような「スタッフルーム」、ガラス張りで解放感あふれるカフェテリア、木の香りとぬくもりが感じられる「木のこ」（多目的教室）など、個性豊かな空間を整備し、学生の交流やイベントに活用するなど、キャンパス・アメニティの充実を図っている。

<向上・充実のための課題>

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

### 基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス

<評価結果> 合

<判定の事由等>

[テーマ A 理事会運営]

理事長は、長く学校法人に勤め、建学の精神（学園訓）及び教育理念を深く理解し、保育・幼児教育分野などにおいて活躍できる人材育成の実現に向けリーダーシップを発揮するとともに、学校法人を代表しその業務を総理している。

理事会は寄附行為に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督し、学校法人及び短期大学運営に必要な規則・規程等を備えている。また、理事会は短期大学の学長をはじめ教職員と十分に意思疎通を図るとともに、短期大学の運営に必要な情報を学内外から収集し、さらに、認証評価に対する責任を認識している。理事は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に選任されており、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

[テーマ B 教学運営]

学長は、学長選考規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。学長は、年度はじめに「教員授業実施心得 10 章」を全教員に周知し、建学の精神（学園訓）に根差した教育研究の実践を通じた短期大学の発展に努めている。教授会は学則及び教授会規程に基づき適切に開催し、教育研究に関する重要事項を審議しており、学長は教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。また、教授会では、学習成果及び三つの方針とともに、教育方針・研究方針・学生支援方針を確認し、教員はこれらを共通認識として有している。学長は、学長又は教授会の下に教育上及び管理運営上の委員会等を設けて短期大学を運営するとともに、学生の懲戒及びその手続きに関する規程を定めている。

[テーマ C ガバナンス]

監事は、監査計画を作成し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を適宜監査している。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。短期大学は法人本部及び併設大学から遠隔の地にあるが、法人本部所在地域に在住する監事とは別に、短期大学の所在地域に在住する監事が選任され、短期大学の監事監査の中心的役割を担っている。また、監事間あるいは理事長・理事と監事間で情報提供や意見交換をする機会が設けられている。監事は、理事会及び評議員会に出席し必要な意見を述べている。

評議員会は、理事の定員の 2 倍を超える数の評議員で構成されており、理事長からの諮問事項に応えるなど、法令及び寄附行為に基づき諮問機関として適切に運営されている。

[テーマ D 情報公表]

学校教育法施行規則に基づく教育情報及び私立学校法に基づく学校法人の財務情報等をウェブサイト上で公表・公開している。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書等を法人事務局及び短期大学に備え、閲覧に供している。さらに、ガバナンス・コードを定めウェブサイト上で公表しており、積極的な情報公開により説明責任を果たしている。

### 三つの意見

<特に優れた試みと評価できる事項>

[テーマ C ガバナンス]

- 短期大学は、法人事務局及び併設大学から遠隔の地にあるが、法人本部所在地域に在住する監事とは別に、短期大学の所在地域に在住する監事が選任され、短期大学の監事監査の中心的役割を担っている。また、監事間あるいは理事長・理事と監事間で情報提供や意見交換をする機会が随時設けられている。

<向上・充実のための課題>

[テーマ B 教学運営]

- 教授会議事録は作成されているが、出席者や審議事項等について一部不正確な記述や記述漏れが散見されたので、議事録作成について改善が望まれる。

#### ※「三つの意見」

<特に優れた試みと評価できる事項>

高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特に特長的な取組み

<向上・充実のための課題>

教育研究活動等を更に向上・充実させるために必要な課題や、更なる向上・充実が期待される事項

<早急に改善を要すると判断される事項>

短期大学教育として相応しい水準を維持する上で重大な問題があり、速やかな対応が求められる事項

## 参考1 用語解説

※ 「私立学校法の一部を改正する法律」が令和5年5月8日に公布され、令和7年4月1日から施行されていますが、令和7年度短期大学認証評価は改正前の私立学校法に準拠して実施したため、この用語解説においても私立学校法は改正前のものとなっています。

### あ

#### IR (Institutional Research)

短期大学の目標や実情等に応じて情報の公表や達成の状況を評価することをいいます。さらに、他短期大学の発信する情報を分析評価する機能も備えると、自短期大学の戦略を形成する基礎データを作成することが可能となります。また、短期大学のアセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等を整理する、PDCAによる改善を図るためのプロセスを構築することも容易となり、短期大学の管理運営に資するところは大きいものとなります。IRの充実に当たっては、情報の評価・分析を行うことができる専門的職員を育成することが期待されています。

#### アクティブ・ラーニング (Active Learning)

一方的な知識伝達型講義を聞くという(受動的)学習から転換を図るという意味での、あらゆる能動的な学習のことをいいます。能動的な学習には、書く・話す・発表する等の活動への関与と、そこで生じる認知プロセスにより、認知的、論理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力が育成されます。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれますが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等を行うことも有効なアクティブ・ラーニングの方法です。

#### アセスメント・ポリシー (Assessment Policy)

学習成果の査定(アセスメント)について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針です。各短期大学は、アセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等による自己点検・評価と学習成果を向上・充実させるための改善を促すPDCAを含んだアセスメントを一定期間ごとに実施し、内部質保証を図ります。

#### eラーニング (e-learning)

学習活動の主たる場面でコンピューターやネットワークを活用した授業のことです。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピューターを利用した教材を利用できる点が特徴です。

#### インターンシップ (Internship)

学生が在学中に、企業や官公庁などにおいて、自らの専攻や将来のキャリア(職業選択)に関連した就業体験を行うことをいいます。その内容は、職場見学や業務体験、企画立案まで幅広いものになっています。

#### ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者)

本協会の評価では、各短期大学の自己点検・評価活動を基礎においていることから、その自己

点検・評価活動や認証評価を円滑に進める責任者を各短期大学に1名置いています。この責任者をALOといい、各短期大学が選任し、本協会に登録しています。

#### **SD (Staff Development) 活動**

短期大学には、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な取組みを行うことが義務付けられています(短期大学設置基準第22条の2第1項)。

#### **FD (Faculty Development) 活動**

短期大学には、教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取組みを行うことが義務付けられています(短期大学設置基準第22条の2第2項)。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などをあげることができます。

また、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員の職能開発の活動全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もあります。

#### **オープンキャンパス (Open Campus)**

主に短期大学への入学を希望する者に対して、短期大学の施設を公開したり、教育内容や学生生活を紹介するイベントを行うなどして、短期大学への関心を高める活動です。

#### **オフィス・アワー (Office Hours)**

授業内容や学生生活などに関し、学生の質問、相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間のことをいいます。多くは、シラバスの中で明示されます。

#### **オリエンテーション (Orientation)**

ガイダンス(学生指導)の一領域で、入学した時、あるいは新学年になった時、履修登録をする時などに行う指導、説明のための機会です。

### **か**

#### **ガイダンス (Guidance)**

ガイダンスは案内や指導を意味します。学習の仕方、科目履修、学生生活、就職などの学生への周知や指導の際に行われます。

#### **外部評価**

自己点検・評価のように評価の主体が学内にあることに対し、評価主体が学外にある評価を意味します。外部評価機関を設置し学外者によって実施される評価や本協会が行う「認証評価」などもこれに相当します。

#### **科学研究費補助金**

我が国の学術研究を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・

先駆的な研究を発展させることを目的とする国の競争的な研究助成費です。

## 学科

短期大学では基本組織として位置付けられます。「学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教育研究実施組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるもの」とされています（短期大学設置基準第3条）。

## 学期

1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とされ（短期大学設置基準第8条）、各授業科目の授業は、10週または15週にわたる期間で行うものとされ（令和4年度改正前の短期大学設置基準第9条）、これを基に多くの短期大学では1年間の前期・後期に分け、授業を学期ごとに完結させてきました（セメスター制）。

令和4年度より法令が改正され、各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の短期大学が定める適切な期間を単位として行うことができるようになり（短期大学設置基準第9条）、授業期間や単位の認定を弾力的に行うことが可能になりました。これにより今後は学校ごとに学期の区分を変えることも可能（4学期に区分するクォーター制など）です。

## 学習成果（Student Learning Outcomes）

教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、実践できることの内容を表明したものです。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示されます。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものです（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。学習成果のアセスメントとその結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まります。

## 学習ポートフォリオ（Portfolio）

学生が、学習過程及び各種の成果（例えば、学習目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績・単位修得表など）を長期にわたって収集し、記録したものです。それらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図るという、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自律的な学習をより深化させることを目的としています。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や短期大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用されます。

## 学生による授業評価・学生の授業評価

教育の質の向上のため、学生による授業評価を行い、その結果を基に教員が授業内容の改善に役立てることを目的に実施されているものです。各短期大学において実施方法や活用方法などは異なりますが、FD活動の一部として行われることもあります。

## 学則

短期大学の組織や教育課程、管理運営に関する事項などを定めた規則です。学則記載事項を変更する場合には、変更内容により認可の申請又は届出を文部科学大臣に対して行わなければなりません。

## 学長・副学長

短期大学には学長を置くことが義務付けられています（学校教育法第 92 条第 1 項）。学長の職務は校務をつかさどり、所属職員を統督することです（同条第 3 項）。学長の資格としては、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」とされています（短期大学設置基準第 22 条の 3）。

また、短期大学には、学長のほか、副学長を置くことも認められており（学校教育法第 92 条第 2 項）、その職務は「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」こととされています（同条第 4 項）。

## 学校法人

私立学校を設置する主体のことです。学校法人を設立しようとする場合は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類等、所定事項を定めた上で、文部科学省令で定める手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければならないとされています（私立学校法第 30 条）。

## 学校法人会計基準

文部科学省が定める省令です。私立学校振興助成法による補助を受ける学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならないとされています。平成 27 年度決算から、この財務計算に関する書類の様式が改正され、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」を作成することになっています。

## 学校法人の役員及び理事会

学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上が置かれ、理事のうちの 1 人が寄附行為の規定に従い理事長になります（私立学校法第 35 条）。

理事によって組織された理事会は、学校法人の業務を決する機関であり、また、理事の職務の執行を監督します。理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできません（同法第 36 条）。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します（同法第 37 条）。理事長は理事会を招集し、その議長を務め、議事の議決において可否同数のときには議決権を持ちます（同法第 36 条）。

監事については、その職務は、「学校法人の業務を監査すること」、「学校法人の財産の状況を監査すること」、「理事の業務執行の状況を監査すること」、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」などです（同法第 37 条）。したがって、監事は、理事会、評議員会に出席し、必要あると認められたときは意見を述べることが求められます。

### 科目等履修生（科目等履修生制度）

短期大学の正規の学生以外の者で、必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者（制度）を指します。正規の学生と同様、履修科目の成果として単位を取得することができるため、後に正規の学生となった場合に、取得した単位を学位取得のための卒業に必要な単位へ加算することも可能です。

### ガバナンス・コード（Governance Code）（自主行動規範）

「学校法人制度の改善方策について」（大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会、平成31年1月7日）の中で、私立学校の健全な成長と発展につなげるため、私学団体等に自主的な行動規範を定めることが求められ、各私学団体においては、「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード（日本私立短期大学協会）」、「私立大学版ガバナンス・コード（日本私立大学協会）」等を制定・公表しています。学校法人においては、これらも踏まえ「自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない」（私立学校法第24条）となっています。

なお、各私学団体で示しているガバナンス・コードのいずれを適用するかは、各学校法人に委ねられています。

### カリキュラムツリー（Curriculum Tree）

教育課程編成・実施の方針により、授業科目相互の関係性や履修の順序性を系統図にしたもので、具体的な履修モデルや学習する流れなどを理解するのに役立ちます。

### カリキュラムマップ（Curriculum Map）

教育課程編成・実施の方針により、学生が身につけることを期待される学習成果の項目と各授業科目の対応関係を図示したもので、学習成果の獲得と教育課程の関係性を体系的に理解することに役立ちます。さらに、各授業科目の到達目標を加えることにより、学習成果と科目レベルの学習内容の関連性も明示することができるなど、アセスメントには欠かせないものとなります。

### 監事

「学校法人の役員及び理事会」を参照。

### 基幹教員

教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、「当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該短期大学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するもの」をいいます（短期大学設置基準第20条の2第1項）。

主要授業科目については原則として基幹教員に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとしています（同項）。

また、学科・専攻課程の基幹教員の数については、学科の属する分野の種類、同一分野に属する学科数、及び入学定員に応じて決められています（同基準第22条）。

## 機関別評価

学科や学問領域などを対象にする分野別評価に対して、短期大学という機関全体を対象に、教育・研究等の総合的な状況について行われる評価を機関別評価といいます。本協会の行う認証評価は、この機関別評価に当たります。

## 寄附行為

寄附行為という文言は、学校法人等を設立する行為自体と寄附行為書（学校法人の根本規則を定めた文書）との二つの意義を有しています。私立学校を設置しようとするものは、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、所轄庁の認可を申請しなければなりません（私立学校法第 30 条）。

## CAP 制（履修登録単位上限制）

単位の過剰登録を防ぎ、単位の実質化を図るため、1 年間あるいは 1 学期間に履修登録できる単位数の上限を設ける制度です。「短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」とされています（短期大学設置基準第 13 条の 2）。

## キャリアセンター（Career Center）

「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる」（中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成 11 年）」）というキャリア教育の趣旨の下に、短期大学にはキャリアセンターが設置されています。このセンターは、学生自身が自己の資質や能力を最大限に活用し、主体的にキャリアを形成していくことができるように、学生への支援やサービスを提供する施設です。センターでは、進路相談、企業・求人情報の照会、インターンシップ支援、国家試験取得支援等を行っています。

## 紀要（研究紀要）

短期大学などが所属教員の論文や研究活動などを公開するために出す出版物です。本協会は、短期大学における研究活動を評価する際、短期大学での教育活動の基礎に教員の研究が位置付けられているかどうかを重視し、紀要をそのための重要な資料とみなしています。

## 教育課程（カリキュラム）

教育目的を達成するために選ばれた教育内容をどのような順序で、どこまで教育するかを系列化させたものです。短期大学設置基準第 4 章において、教育課程の編成方針として同趣旨の内容が規定されています。

## 教育研究経費比率

教育研究経費は教育研究活動を維持・発展させるために不可欠なものであり、人件費や学生・生徒等を募集するために支出する経費などの管理経費を除いた教育研究のために支出した経費のことで、この教育研究経費が経常収入に占める割合を示したものが教育研究経費比率です。

## 教育目標

建学の精神や教育理念から導き出されたより実質的、具体的な教育の在り方を示したものです。

## 教育研究実施組織

短期大学は、教育研究上の目的を達成するために、学科の規模や授与する学位の分野に応じて、必要な教員及び事務職員等を置かなければなりません（短期大学設置基準第 20 条）。その教員には、教授、准教授、講師、助教があります。そのほか、教育研究を補佐することを主たる職務とする助手も置くことができます（教授、准教授、講師、助教については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」の項参照）。

## 教学

短期大学などの教育研究に関することやそれを扱う事務を広く意味します。意味する内容は短期大学によって若干異なりますが、教育課程の編成や授業に関すること、学生の成績に関することなどが含まれます。「教務」と表現されることもあります。

## 教学マネジメント

短期大学がその教育目的を達成するために行う管理運営をいい、短期大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みです。その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには短期大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視されます（中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針（令和 2 年 1 月 22 日）」より）。

## 教授・准教授

学校教育法により、教授は「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者」（同法第 92 条第 6 項）、准教授は「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者」（同条第 7 項）とされています。教授と准教授の職務は、いずれも「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことです（同条第 6 項及び第 7 項）。教授及び准教授の資格は、短期大学設置基準第 23 条及び第 24 条で規定されています。

## 教授会

短期大学が必ず設置しなければならない組織です（学校教育法第 93 条）。教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びにその他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるすることができます。教授会の組織には、教授のみならず、准教授その他の職員を構成員に加えることもできます。

## 教職員

短期大学には、主に教育研究に従事する教員のほか事務を処理する職員、技術職員、図書館に

置かれる専門的職員などがおり、この「教員」と「事務職員等」を合わせてこのように表記しています。

### 教養教育

教養とは、特定の職業あるいは専門領域についての知識や技術とは異なり、それらの基礎となる一般的で共通の知識や技術、あるいは、特定の職業や専門領域にとらわれない豊かな人間性を涵養する幅広い知識と理解を指します。

教養教育は、学生に国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければなりません。ここでいう統合された知の基盤とは、専門分野にとらわれず共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養を指しています（中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像（平成 17 年）」より）。

短期大学で提供する教養教育は、それゆえ最先端の研究に携わっている教員が最先端の知見をもとにその基礎を教えることによって効果的となります。最先端の研究や知見をもとに基礎を教える、教育機関としての短期大学の存在意義であり、最大の価値でもあります。

### 経常収支

事業活動収支から臨時的な要因によって発生した特別収支を除いた収支で、経常的な事業活動による収支をいいます。また、経常収支差額は、経常収入から経常支出を引いた差額で、経常的な事業活動による収入と支出のバランスを表し、経常的な事業活動が安定的であるかどうかの目安となります。

### 建学の精神と教育理念

短期大学やそれを設置する学校法人の最も根本的な理念、方針を定めたものが建学の精神です。他方、教育理念は、建学の精神を反映した教育に関する精神的、抽象的な概念を指します。

### 兼任教員（非常勤教員／非常勤講師）

短期大学によって正規かつ継続的に雇用される専任教員に対して、正規に雇用されず、一定の期間を定めて授業等を担当する教員の呼称として「兼任教員」、あるいは「非常勤教員（非常勤講師）」という言葉が使われます。

### 公開講座

生涯学習の機会を広く提供するという趣旨の下に、短期大学が現在開設している公開講座は、主に正規在籍者でない一般人を対象とした、学外向けの講義等を指します。短期大学では、正規の教育課程とは別に、社会貢献活動として、地域からの要望や社会の要請などを考慮したテーマに関し一定時間の講義等を行っています。

### 講師

学校教育法により、講師は「教授又は准教授に準ずる職務に従事する」とされています（同法第 92 条第 10 項）。また、その資格としては、「教授又は准教授になることができる者、あるいは特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認め

られる者」とされています（短期大学設置基準第 25 条）。

## 高大接続

高等学校、大学それぞれの段階において育むべき「生きる力」、「確かな学力」が確実に育成されるようにするとともに、両者をつなぐものとして双方に極めて大きな影響を与える大学入学者選抜の段階において、これらの力を念頭に置いた評価が行われることが必要です。また、こうした教育目標を生徒・学生自身に自覚させ、学習への動機付けを行い、意欲を喚起することも必要です（中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成 26 年）」より）。

## 校地・校舎

学校教育法施行規則第 1 条により、「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない」と規定されています。そして、その校地については短期大学設置基準第 27 条、運動場については同基準第 27 条の 2、校舎については同基準第 28 条において定められています。

## 高等教育機関

学校教育法第 1 条で規定されている学校の種類は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校です。「大学」の目的は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」としています（同法第 83 条第 1 項）。この大学のうち、「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする」ものは、専門職大学としています（同法第 83 条の 2）。

また、短期大学の目的は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」とし（同法第 108 条）、「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする」ものを専門職短期大学としています（同条第 4 項）。

学校教育法第 1 条に掲げられる学校以外の教育施設としては専修学校（同法第 124 条）、各種学校（同法第 134 条）があります。

以上のような学校及び教育施設のうち高等教育機関とみなされるのは、大学、短期大学、高等専門学校、そして専修学校の専門課程（高等学校を卒業した者及びこれに準ずる学力がある者に対して、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程）です。

## CALL（Computer-Assisted Language Learning）教室

コンピューターを使用した語学学習のための装置を備えたもので、コンピューターを使用することで文字、音声、動画、静止画を活用した語学学習が可能となります。

また、主として音声教材を用いた語学学習のための LL（Language Laboratory）教室がありません。

## コンソーシアム（Consortium）

大学、短期大学など複数の機関が、連携して何らかの事業や教育研究活動などを展開するため

に組織する団体です。例えば、単位互換、産学連携、生涯学習事業、共同研究などを行います。

## 七

### 査定（アセスメント（Assessment））

「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組みをいい、短期大学が証拠を集め、「教育の質」を保証するための方法です。学生個人に対しては、テスト、レポート、観察記録などを行うことにより点検・評価する方法があり、組織的には、学生を対象にした調査、卒業生を対象にした調査、雇用者を対象にした調査、外部評価などによるものがあります。

査定（アセスメント）のサイクルのモデルとしては、①機関レベル／教育課程レベル／科目レベルなどで学生が身に付けて欲しいものを設定する、②教育の実施及び学習の評価、③学生がそれを身に付けたかどうか、データを収集し分析する、④その結果を査定し、次の行動計画を策定する。必要に応じて、改善点を検討し修正を加える。これを絶えず繰り返して、さらに質の向上を目指していくことが重要です。

学習成果及びその査定（アセスメント）には、機関レベル（短期大学ごと）、教育課程レベル（学科・専攻課程ごと）、科目レベル（教員・授業科目ごと）などの段階があります。

#### (a) 機関レベル

機関レベルでの学習成果の査定（アセスメント）は、機関全体が共同して行う計画によって行われます。短期大学には、社会的ニーズに対応し、かつ、国際的に通用性のある学習成果が求められます。そのため、短期大学の質保証システムは学習成果の査定に焦点を置かなければなりません。査定（アセスメント）は、短期大学が自ら設定した「どのような学習成果を獲得させるのか」、「その学習成果はどのような短期大学士を養成するのか」について点検・評価し、加えて、学習成果を焦点とした質保証を図るための体制を築いているかを確認することです。

#### (b) 教育課程レベル

機関が定める学習成果に基づき、学科・専攻課程レベルでの学習成果を設定し、査定します。教育課程と学生支援が対象となり、学科（専攻）長、教員が科目レベルの査定結果を集約し、改善に向けてその見直しを行います。その中において、教育資源と財的資源の優先順位と配分を行います。教育課程レベルの査定は科目レベルの査定に関係し、かつ連動して機関としての学習成果の達成に寄与します。

#### (c) 科目レベル

教員は、機関が定める学習成果に基づき、授業を通じて獲得できる学習成果を設定し、学生がそれを獲得したかどうかを査定します。その結果、期待する学習成果を獲得させるための教授方法などの改善を図ります。

### GPA（Grade Point Average）制度

授業科目ごとの成績評価に対して、GP（グレード・ポイント）を付し（たとえば、5段階（A、B、C、D、E）の成績評価に対して、それぞれ4、3、2、1、0のGP）、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を進級や卒業などの要件とする制度です。

### 事業活動収支

学生生徒等納付金、寄付金、経常費等補助金などの教育活動収入、受取利息・配当金などの教育活動外収入及び資産売却差額などの特別収入の合計である「事業活動収入」の額と、人件費、教

育研究経費、管理経費などの教育活動支出、借入金等利息などの教育活動外支出及び資産処分差額などの特別支出の合計である「事業活動支出」の額とを対比させ、その均衡の状況を「事業活動収支」といい、学校法人の経営状況を明らかにするものです。

### 自己点検・評価

短期大学及びその教育研究組織である学科・専攻課程、専攻科などが自らの活動を点検し、自ら評価することです。学校教育法により、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」（同法第 109 条第 1 項）と定められています。

### 司書

図書館の専門的事務に従事する職員です（図書館法第 4 条）。また、司書の職務を助ける職員は「司書補」とされています。司書・司書補になるための資格は司書講習を受講するほか、短期大学において司書資格に必要な科目を履修すれば、卒業を待って取得することができます。

### 就業規則

労働基準法第 89 条により常時 10 人以上の労働者を使用する所で作成することが求められているもので、教職員の労働条件や就業上守るべき規律等を明文化したものです。

### 習熟度別授業（習熟度別クラス編成）

ある教科が苦手であったり、理解に時間がかかる学習者、あるいはその教科が得意であったり、理解の早い学習者というように学習者の集団を区別し、それぞれの集団における学習内容を変えて行う授業を習熟度別授業とといいます。また、このように習熟度別授業が実施できるようにクラスを分けることを習熟度別クラス編成と呼びます。

### 授業科目

教育課程は各授業科目を必修科目及び選択科目に分け（短期大学設置基準第 6 条）、また各授業科目の単位数（「単位」の項を参照）は短期大学において定めるものとされています（同基準第 7 条）。

### 授業形態

授業を行っている形態のことです。授業形態として、「講義」、「演習」、「実験」、「実習」、「実技」があります（短期大学設置基準第 11 条）。

「演習」とは、教員と少人数の学生による討論、あるテーマに基づく発表・報告、原書講読などによって進められる授業の形態です。また、「演習」という用語は「ゼミナール」の訳語としても使用されることが多いです。このゼミナールは、教員の指導の下に学生が研究を行い、それを発表し、討議することが中心になり、演習とよく似た形態ですが、より専門性の高い授業形態と言えます。ゼミナールは「ゼミ」と省略することもあります。

また、「実習」とは、教室で講義や演習によって獲得した知識を基に、実地において学習する授業方法です。

## 生涯学習

「一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります」（「文部科学白書」平成 18 年度版）。教育基本法により、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」（同法第 3 条）と定められています。

生涯学習を助けるために、教育制度上打ち立てられるべき理念を「生涯教育」といいます。また、このような考え方に支えられた学習支援システムの一つである「リカレント教育」は、学校教育終了後、社会に出た後に、主に高等教育機関において学び直す仕組みのことをいいます。また、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれます。

## 職業教育

「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」を指します（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成 23 年）」より）。

短期大学は、「当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整える」（短期大学設置基準第 20 条第 5 項）ことが求められています。

## 初年次教育

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主として大学新生を対象に作られた総合的教育プログラムのことです。

高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育（リメディアル教育）とは異なり、新生に最初に提供されることが強く意識されたもので、1970 年代にアメリカで始められ、国際的には「First Year Experience（初年次体験）」と呼ばれています。

具体的内容としては、（大学における学習スキルも含めた）学問的・知的能力の発達、人間関係の確立と維持、アイデンティティの発達、キャリアと人生設計、肉体的・精神的健康の保持、人生観の確立など、大学における教育上の目標と学生の個人的目標の両者の実現を目指したものになっています。

## シラバス（Syllabus）

教員が学生に明示する授業計画のことです。授業科目名、担当教員名、授業のねらいや目的、授業の概要、各回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考書及び参考文献、履修する上で必要な要件などを記載します。平成 20 年度から短期大学は学生に対してそれらをあらかじめ明示することが義務付けられました（短期大学設置基準第 11 条の 2）。これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっています。

また、短期大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えており、短期大学で修得した単位を認定する際に、その授業科目の内容を照会する場合には必要となります。

シラバスによく似た用語として講義要項がありますが、これも授業の目標、授業で扱う分野や話題などについての説明を簡単にまとめたもので、学生がどの授業を選んで自分の時間割を作っていくかという学習計画の指針となるものを指します。

## 私立学校法

「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」を目的に制定されている法律で、私立学校に関する教育行政と学校法人について定めたものです。

## 助教

学校教育法により、助教は「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とされています（同法第92条第8項）。その資格は、短期大学設置基準第25条の2で規定されています。

## 専攻科

短期大学の専攻科は、短期大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、特定事項についての教育研究を行うことを目的として設置されているものです。

なお、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（いわゆる認定専攻科）を修了した場合は、同機構の審査を経た後、同機構から学士の学位が授与されます。

## 専攻課程

短期大学には学科が置かれていますが、教育上特に必要があるときに、学科の中に設けられる組織が専攻課程です（短期大学設置基準第3条第2項）。また、専攻分離とは学科の中を二つ以上に分けることをいい、各専攻課程は〇〇専攻と称されるのが普通です。

## 専任教員

（※ 短期大学設置基準の改正（令和4年10月1日施行）により基幹教員制度が導入されましたが、同制度の適用までは従前の例によることができます。）

短期大学において正規かつ継続的に雇用され、専ら教育研究に従事し、なおかつ当該法人で専任教員として発令されている教員のことです。専任教員としては、教授、准教授、講師、助教が該当します（職務内容等については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」を参照）。

また、学科・専攻課程の専任教員の数については、学科の属する分野の種類、同一分野に属する学科数、及び入学定員に応じて決められています（（旧）短期大学設置基準第22条）。

## 専門教育

「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことを目指す教養教育に対し、専門教育は、特定の分野の知識や技能等をより深く教授する教育であり、「学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」ための教育です（短期大学設置基準第5条第2項）。

## 専門（職）就職

短期大学の学生が、卒業に際し、所属した学科において学習した分野に関連した職種に就業することを専門（職）就職といいます。

## 専門職短期大学設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、専門職短期大学を設置するために必要な基準です。具体的な事項としては、専門職短期大学の学科編制、収容定員、教育課程、教育研究実施組織、施設設備などの基準が定められています。

## 総合型選抜

法令上の定義はなく、その具体的な内容は各大学の創意工夫に委ねられています。従来の一般選抜ではなく、入学希望者の様々な能力や関心・意欲、活動について面接等を行い、時間をかけて多面的・総合的に評価・判定する選抜が多く短期大学で行われています。学校推薦型選抜とは違い、誰でも一定の資格があれば出願できる、公募型の入学者選抜であるという点も特徴です。

## 卒業後評価

卒業生に対して行う「学生時代についてのアンケート」や、卒業生の就職先・編入先から意見を聴取することなどを通して得られた情報を基に行う評価です。教育の実績や効果を確認することなどを目的に行い、認証評価においては重要視されています。

## た

### 単位

講義、演習、実験、実習、実技による授業科目ごとに学生に付与されるものです。単位数については「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるもの」とされ、また、1単位の授業科目は「45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とされています（短期大学設置基準第7条）。

各授業科目の単位の授与は、その科目を履修した学生に対して「試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるもの」となっています（同基準第13条）。なお、卒業研究や卒業制作等の授業科目については、「学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることできる」（同基準第7条第3項）としています。

単位互換は、学生が他の大学あるいは短期大学で履修した単位を、短期大学が自校の授業科目の履修により修得した単位と認定することです。

## 短期大学士

学校教育法により定められた学位です（同法第104条第5項）。学位規則に基づく学位としては、短期大学士のほかに、学士（大学の卒業生）、修士・博士（大学院課程の修了者）、専門職学位（専門職大学院の修了者）があります。

平成17年10月の「学校教育法の一部を改正する法律」の施行により、それまで短期大学卒業生に付与されていた「準学士」の称号に代わって、「短期大学士」の学位が授与されることになり

ました。この学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとされています（学位規則第5条の4）。短期大学が学位を授与するにあたり、他の学位（学士・修士・博士など）と同様に短期大学士にも専攻分野を付記することになっています（同規則第10条）。

なお、専門職短期大学を卒業した者に対し授与する学位は、短期大学士（専門職）とすることになっています（同規則第5条の5）。

### 短期大学設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたものです。「短期大学を設置するのに必要な最低の基準」（短期大学設置基準第1条第2項）ですが、短期大学は「自己点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」とされています（同条第3項）。

具体的な事項としては、短期大学の学科編制、学生定員、教育課程、教育研究実施組織、施設設備などの基準が定められています。

### 短期大学評価基準

本協会は短期大学の認証評価を行うために、学校教育法第110条第2項第1号に規定する「短期大学評価基準」を定めています。この基準では、法令の規定に基づいて認証評価機関として機関別評価を行う場合に①教育研究上の基本組織に関すること、②教員組織に関すること、③教育課程に関すること、④施設及び設備に関すること、⑤事務組織に関すること、⑥三つの方針に関すること、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること、⑨財務に関すること、⑩その他、教育研究活動等に関することをなどを含め、評価を行うこととしています。

平成30年度からの認証評価では、⑧の内部質保証の仕組みについて重点的に評価を行うものとされています。

### 地域総合科学科（総称）

個々の学科の名称ではなく、特定の学問領域に限定せず、学生あるいは地域の多くのニーズに応えることを目的とした学科の総称です。本協会は平成15年開設の学科から、各短期大学が計画した学科の教育の質について構想段階の評価を行い、それが地域総合科学科にふさわしいものであれば適格と認定しています。また、当該学科の完成年度を待って、構想時の諸目的の達成度の確認をするため達成度評価を行っています。

### チューター（Tutor）制

在学生や教員などが新しく入学した学生に対して、学習、生活上の精神的なサポートとして、支援や助言を個別に行う仕組みを指します。

### 通信教育

通信手段を用いて行う教育方法であり、短期大学は通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を実施することが認められています（短期大学通信教育設置基準第2条）。授業方法としては、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業、多様なメディアを高度に利用した授業、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその

内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる印刷教材等による授業、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる放送授業があります（同基準第 3 条第 1 項）。また、印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては添削等による指導を併せ行うものとされています（同条第 2 項）。

#### TA (Teaching Assistant)

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行わせ、大学教育の充実や大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当てを支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものです。

### な

#### 内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自ら掲げる目標に向けて教育研究活動の自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき見直しを継続的に行う自律的な質保証の取組みを内部質保証といいます。教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に行っていくことが必要です。

#### 入学前教育

主に学校推薦型選抜や総合型選抜などで早期に大学進学を決定した次年度入学者を対象に、課題提供やスクーリング等の方法をとおして入学者の質の向上を目指す取り組みです。

#### 入学定員・収容定員

学科ごとの 1 学年あたりの学生定員のことです。

一方、収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、学科ごとに学則で定めるものとされています（短期大学設置基準第 4 条）。この場合、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとされています（同条第 1 項）。

#### 認証評価

平成 16 年度から全ての大学・短期大学は、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の総合的な状況について、7 年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるとが義務付けられました（学校教育法第 109 条第 2 項）。本協会は、同法第 110 条に基づき文部科学大臣から認証を受けた、大学・短期大学の認証評価を行う機関であり、平成 17 年度から短期大学、令和 2 年度から大学の認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と大学の主体的な改革・改善を支援することです。

### は

#### PDCA サイクル

ある期間の教育実践の結果として得られた量的・質的データの分析・解釈をとおして、求めよ

うとする学習成果の獲得状況が判定されます。そして、その判定結果の適否の要因に立ち戻り、それらに係る行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ります。これがフィードバックであり、PDCA サイクルとは、このフィードバックにおいて用いられる手法です。フィードバックが繰り返される限り、PDCA という一連の行為は継続して行われることとなります。

例えば、「授業改善の PDCA サイクル」ならば、まず、改善すべき内容の目標を、人的・物的・財的資源配分を考慮しつつ設定し（P：Plan（計画））、次に、実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出します（D：Do（実行））。そして、その学習評価が、自らの目標として掲げた学習成果を達成しているかどうかを判定し、また、自分の授業の課題を発見・分析します（C：Check（検証））。その後、FD 活動をとおして論じ合い、課題の解決策を見出します（A：Act（改善））。この一連の行為が PDCA サイクルです。

## 評議員会

私立学校法第 41 条により、学校法人には評議員会を置かなければなりません。評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員から組織され、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができません。評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

評議員会の役割としては、同法第 42 条により、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併などについて理事長の諮問により意見し、あるいは寄附行為の定めによって議決を行います。また、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えたり、役員からの報告を徴したりします（同法第 43 条）。

## ホームカミングデー（Homecoming Day）

学校によって開催形式・内容は多少異なりますが、一般には、短期大学の卒業生が卒業短期大学の近況に触れ、また、当時の恩師や学友と再会・交流することによって親睦を深めるために用意された期間を、ホームカミングデーと呼びます。

## ま

### 三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」のことで、卒業認定・学位授与の方針は、各短期大学が定める卒業認定や学位授与に関する基本的な方針を意味します。教育課程編成・実施の方針は、各短期大学が定める教育課程の編成及びその実施の基本的な方針です。そして、入学者受入れの方針は、各短期大学が定める入学者選抜方針で、入学を希望する学生に求める学生像を示した方針のことをいいます。

三つの方針は、短期大学の個性・特色の根幹を成すものです。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年）が新たに提唱した「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針」に対応するものとして定められました。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と異なり、モデルとなる具体例や典型的な形態が存するものではありません。この答申は、組織的な取組みの強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏

まえ、各機関の個性・特色の根幹を成すものとして、三つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、三つの方針の明確化を支援する必要性を強調しています。

本報告書では、三つの方針はそれぞれ「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」と表記しています。

また、全ての大学・短期大学は、三つの方針を一貫性のあるものとして策定し公表することが求められています（学校教育法施行規則第 165 条の 2 及び第 172 条の 2 第 1 項）。

## や

### 余裕資金

本協会では、期末の貸借対照表上の「特定資産」、「その他の固定資産」及び「流動資産」の合計額から、負債の部合計（固定負債＋流動負債）の額を差し引いた金額を余裕資金としています。

## ら

### リメディアル (Remedial) 教育

大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生等への対応策として、特に、数学、物理等の科目で実施されています。補習教育ともいいます。

### 履修登録単位上限制

「CAP 制」を参照。

### ルーブリック (Rubric)

アメリカで開発された学習評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成されています。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化などのメリットがあります（平成 27 年 中央教育審議会大学分科会、配付資料）。

参考2 会員校一覧（令和7年度）

（都道府県別・五十音順）

旭川市立大学短期大学部  
帯広大谷短期大学  
釧路短期大学  
光塩学園短期大学  
國學院大學北海道短期大学部  
札幌国際大学短期大学部  
拓殖大学北海道短期大学  
函館短期大学  
函館大谷短期大学  
北翔大学短期大学部  
北海道武蔵女子短期大学  
青森明の星短期大学  
青森中央短期大学  
柴田学園大学短期大学部  
弘前医療福祉大学短期大学部  
修紅短期大学  
盛岡大学短期大学部  
聖和学園短期大学  
仙台赤門短期大学  
仙台青葉学院短期大学  
東北生活文化大学短期大学部  
宮城誠真短期大学  
秋田栄養短期大学  
聖霊女子短期大学  
日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部  
聖園学園短期大学  
羽陽学園短期大学  
いわき短期大学  
郡山女子大学短期大学部  
桜の聖母短期大学  
茨城女子短期大学  
つくば国際短期大学  
常磐短期大学  
足利短期大学  
宇都宮短期大学  
國學院大學栃木短期大学  
佐野日本大学短期大学  
育英短期大学  
東京交通短期大学  
共愛学園前橋国際大学短期大学部  
桐生大学短期大学部  
群馬医療福祉大学短期大学部  
高崎商科大学短期大学部  
新島学園短期大学  
秋草学園短期大学  
川口短期大学  
国際学院埼玉短期大学  
埼玉医科大学短期大学  
埼玉純真短期大学  
埼玉女子短期大学  
埼玉東萌短期大学  
城西短期大学  
武蔵丘短期大学  
武蔵野短期大学  
山村学園短期大学  
敬愛短期大学  
昭和学院短期大学  
聖徳大学短期大学部  
清和大学短期大学部  
千葉経済大学短期大学部  
千葉明德短期大学  
東京経営短期大学  
愛国学園短期大学  
有明教育芸術短期大学  
上野学園短期大学  
共立女子短期大学  
国際短期大学  
駒沢女子短期大学  
女子栄養大学短期大学部  
白梅学園短期大学  
星美学園短期大学  
創価女子短期大学  
帝京短期大学  
帝京大学短期大学  
貞静学園短期大学  
戸板女子短期大学  
東京家政大学短期大学部  
大垣女子短期大学

東京歯科大学短期大学  
東京女子体育短期大学  
東京成徳短期大学  
東京立正短期大学  
東邦音楽短期大学  
桐朋学園芸術短期大学  
新渡戸文化短期大学  
日本歯科大学東京短期大学  
フェリシアこども短期大学  
目白大学短期大学部  
山野美容芸術短期大学  
和泉短期大学  
小田原短期大学  
神奈川歯科大学短期大学部  
相模女子大学短期大学部  
上智大学短期大学部  
湘北短期大学  
洗足こども短期大学  
横浜女子短期大学  
新潟工業短期大学  
新潟青陵大学短期大学部  
新潟中央短期大学  
日本歯科大学新潟短期大学  
明倫短期大学  
富山短期大学  
富山福祉短期大学  
金沢学院短期大学  
金沢星稜大学女子短期大学部  
金城大学短期大学部  
仁愛女子短期大学  
帝京学園短期大学  
山梨学院短期大学  
飯田短期大学  
上田短期大学  
佐久大学信州短期大学部  
信州豊南短期大学  
清泉大学短期大学部  
長野短期大学  
松本短期大学  
大阪国際大学短期大学部  
大阪女学院短期大学

岐阜聖徳学園大学短期大学部  
正眼短期大学  
高山自動車短期大学  
中京学院大学短期大学部  
中部学院大学短期大学部  
東海学院大学短期大学部  
中日本自動車短期大学  
平成医療短期大学  
常葉大学短期大学部  
浜松学院大学短期大学部  
愛知医療学院短期大学  
愛知学院大学短期大学部  
愛知学泉短期大学  
愛知工科大学自動車短期大学  
愛知産業大学短期大学  
愛知みずほ短期大学  
岡崎女子短期大学  
修文大学短期大学部  
豊橋創造大学短期大学部  
名古屋短期大学  
名古屋経営短期大学  
名古屋女子大学短期大学部  
名古屋文化短期大学  
名古屋柳城短期大学  
鈴鹿大学短期大学部  
高田短期大学  
ユマニテク短期大学  
滋賀短期大学  
池坊短期大学  
華頂短期大学  
京都経済短期大学  
京都光華女子大学短期大学部  
京都西山短期大学  
京都文教短期大学  
嵯峨美術短期大学  
藍野大学短期大学部  
大阪学院大学短期大学部  
大阪キリスト教短期大学  
大阪健康福祉短期大学  
山口短期大学  
山口芸術短期大学

大阪成蹊短期大学  
大阪総合保育大学短期大学部  
大阪千代田短期大学  
大阪常磐会大学短期大学部  
大阪夕陽丘学園短期大学  
関西外国語大学短期大学部  
関西女子短期大学  
近畿大学短期大学部  
堺女子短期大学  
四條畷学園短期大学  
四天王寺大学短期大学部  
東大阪大学短期大学部  
大手前短期大学  
関西学院短期大学  
甲子園短期大学  
神戸教育短期大学  
神戸女子短期大学  
産業技術短期大学  
頌栄短期大学  
東洋食品工業短期大学  
豊岡短期大学  
姫路日ノ本短期大学  
湊川短期大学  
武庫川女子大学短期大学部  
奈良芸術短期大学  
奈良佐保短期大学  
大和大学白鳳短期大学部  
鳥取短期大学  
岡山短期大学  
川崎医療短期大学  
作陽短期大学  
就実短期大学  
中国短期大学  
美作大学短期大学部  
山陽女子短期大学  
広島文化学園短期大学  
岩国短期大学  
下関短期大学

四国大学短期大学部  
徳島工業短期大学  
徳島文理大学短期大学部  
香川短期大学  
高松短期大学  
今治明德短期大学  
聖カタリナ大学短期大学部  
松山短期大学  
高知学園短期大学  
折尾愛真短期大学  
九州大谷短期大学  
九州産業大学造形短期大学部  
九州女子短期大学  
近畿大学九州短期大学  
香蘭女子短期大学  
純真短期大学  
精華女子短期大学  
西日本短期大学  
東筑紫短期大学  
福岡医療短期大学  
福岡工業大学短期大学部  
福岡女子短期大学  
佐賀女子短期大学  
西九州大学短期大学部  
長崎女子短期大学  
中九州短期大学  
大分短期大学  
東九州短期大学  
別府大学短期大学部  
別府溝部学園短期大学  
南九州大学短期大学部  
宮崎学園短期大学  
鹿児島純心女子短期大学  
鹿児島女子短期大学  
沖縄キリスト教短期大学  
沖縄女子短期大学

(以上 234 校)